

秘
無 期 限

秘

シャミール・イスラエル副首相兼外相の
安倍大臣との会談

(参考資料)

昭和60年 9 月
中近東第一課

目 次

1. 最近の日・イスラエル間要人往来	1
2. アラブ ボイコットについて	3
3. イスラエル・米国調査開発基金	5
4. 日航機のイスラエル乗入れ問題	6
5. イスラエルとの文化交流実績	7
6. 中東和平問題	9
7. 最近のレバノン情勢	17
8. イラン・イラク紛争	20
9. イスラエルとアジア諸国との関係	22
10. イスラエル概要	23

1. 最近の日・イスラエル間要人往来

(1) 往訪

中島外務審議官(1983年)

中山正 衆議院議員(1984年)

宇佐美忠信ゼンセン同盟会長(1984年)

三宅近ア局長(1985年 6 月)

日本イスラエル友好議員連盟一行(団長春田議員)(1985年 7 月)

日本ジョルダン友好議員連盟一行(団長海部議員)(1985年 7 月)

自民党青少年海外研修団一行(団長船田議員)(1985年 8 月)

(2) 来訪

アリドール蔵相(1983年非公式)

キムヒ外務次官(1984年)

イツィール元大統領(1985年 4 月)

ミロ外務副大臣(1985年 6 月)

ルービンシュタイン通信相(1985年 6 月)

プリモル外務次官補(1985年 6 月)

(注) (なお外相としてはメイア外相が1962年、エバン外相が1967年にそれぞれ非公式訪日している)

秘

- (1) 日本イスラエル友好議員連盟(会長 春日一幸議員)

1984年2月設立

- (2) イスラエル日本友好議員連盟(会長 アバ・エバン議員(元外相))

1984年5月設立

2. アラブボイコットについて

- (1) アラブ連盟加盟国は、イスラエルを経済的にボイコットすることにより、イスラエルの戦力増強、経済発展を阻止するためイスラエルボイコットを続けている。
- (2) 1954年アラブ連盟はボイコット判定基準として一般原則を定め、更にその後イスラエル経済に対するアラブの間接的な寄与を阻止するためボイコットされていない企業がボイコットされている企業の資材、設備ないしサービスをアラブ諸国に輸出し、またはアラブ諸国におけるプロジェクトに使用することを禁止する措置をとりボイコットの強化を図っている。
- (3) しかし、ボイコットの実際の運用はアラブ諸国間にばらつきがあり、一般に湾岸諸国及びシリア(ボイコット委員会中央事務局の所在地)は厳しい運用を行っている。
- (4) このため我が国の企業は一部を除きアラブ諸国によるボイコットを恐れ、イスラエルと直接取引を行うことを避けている。(イスラエルには通信社、宝石商を除き、邦人企業関係者は駐在していない。なお本年東洋インキはサイテックス社と本邦に合併プロジェクトを設立することに合意した。)
- (5) このためイスラエル側はこのような邦人企業の態度を

秘

不満とし米国系ユダヤ人を動員して1960年代から70年代にはカウンターボイコットの措置をとり、日航、トヨタ、東芝等に対し圧力をかけたこともあり、最近一部で再びカウンターボイコット措置を発動せんとする動きも伝えられている。

3. イスラエル・米国調査開発基金

- (1) イスラエル及び米国政府は先端技術の調査開発を目的として1977年「イスラエル・米国二国間調査開発基金」を設立。
- (2) 当初資金は60百万ドルで近く110百万ドルに増額の予定。同基金はイ、米両国の合弁プロジェクトによる先端技術の開発に出資し(現在までに76プロジェクトに出資)、同プロジェクトからはroyaltiesの形で返済を受けているが、特許権は取得しない。

4. 日航機のイスラエル乗入れ問題

- (1) イスラエルは観光客誘致策の一環として日航に対し同国への乗り入れを要請しており、日本政府に対してもその実現に協力方を要請越している。(イスラエル側は右乗り入れの前提として航空協定を締結することは当面考えておらず、日本側の一方的乗り入れでも構わないとの立場。)
- (2) 日航側としては、当面の採算性はともかくとして、有利な条件で(一方的乗り入れという形で)新路線を獲得するとの観点から本件乗り入れに魅力を感じてはいないわけではないが、他方乗り入れた場合アラブによるボイコットの対象にされかねないとの危惧があり、大勢としては乗り入れに消極的。(イスラエル側に対しては、採算の見込みなく、またスケジュール、乗員のやりくりもつかない旨応答している由。)

5. イスラエルとの文化交流実績

(1) 国際交流基金事業

(イ) 国際交流基金事業費

1982年度 9,827(千円)(中近東で8位)

1983年度 7,532(千円)(同上12位)

(ロ) 近年の主な文化行事

1984年度

山海塾

包む展

野田哲也版画展

1985年度

白虎社(現代舞踏)6～7月

(ハ) 図書寄贈

1983年度

ヘブライ大学

テイコティン日本美術館

テクニオン

イスラエル国際図書展

1984年度

ヘブライ大学東アジア学部

テルアビブ大学演劇学部

ティコティン日本美術館

1985年度

テルアビブ大学中央図書館

ティコティン日本美術館

テクニオン工科大学(一般教養学部)

(二) 人物交流

招聘	1984年度	1985年度
----	--------	--------

長期	1名	1名
----	----	----

短期	0名	1名
----	----	----

(※) 日本語講座講師謝金助成1件(84年度)

(2) 留学生

受入れ	1982	1983	1984
-----	------	------	------

国費留学生	7名	6名	6名
-------	----	----	----

私費留学生	3名	1名	2名
-------	----	----	----

(5月現在在籍者数)

派遣

イスラエル政府奨学生	1名	2名	2名
------------	----	----	----

6 中東和平問題

1. アラブ穏健派による積極的な動き

(1) フセイン・アラファト合意

本年2月11日、アンマンにおいて「パレスチナ問題の公正な解決に向けての共同行動に関する枠組み」についてのフセイン・アラファト合意が成立(別添1)。同合意における注目点は次の通り。

(イ) 安保理決議を含む国連諸決議に基づき全占領地よりの撤退と引き換えに包括的和平を達成するとの点(イスラエルの生存権を認知したとも解釈される)。

(ロ) ジョルダン・パレスチナ連合国家の枠内でパレスチナ人による自決権を行使するとの点(独立国家建設を明示していない)。

(ハ) 国際会議にジョルダン・パレスチナ合同代表団が参加するとの点(PLOが単独で和平交渉に参加することに固執しないことを意味)。

(2) ムバラク提案

本年2月25日ムバラク・エジプト大統領は、フセイン・アラファト合意を踏まえ、中東和平交渉の実施を次の3段階に分けて行ういわゆる「ムバラク提案」(別添1)を発表。

- (イ) ジョルダン・パレスチナ合同代表団と米国の対話
- (ロ) 同代表団とイスラエルとの対話
- (ハ) 国際会議での交渉

2. 米国をめぐる動き

(1) ムバラク大統領の訪米

3月10日～14日ムバラク大統領は訪米し、レーガン大統領にジョ / パ合同代表団との対話開始の必要性を説いた。

(2) マーフィー国務次官補及びシュルツ国務長官の中東訪問

ムバラク大統領の訪米に応える形で4月マーフィー国務次官補が、また、5月シュルツ国務長官が各々中東諸国を訪問し、ジョ / パ合同代表団との対話開始の可能性につき意見交換。

(3) フセイン国王の訪米

5月29日～31日フセイン国王は訪米しレーガン大統領等と会談し、次の諸点を伝えた模様。

- (イ) 国際会議の傘の下で今年中にイスラエルと直接交渉を行う用意があること。
- (ロ) PLOが安保理決議242及び338を受け入れたこと。

(4) ジョルダン及びイスラエルの新提案

上記の動きを背景として関係当事者間の交渉形態につ

き6月5日にはジョルダンが4段階提案を、又、同10日にはイスラエルが5段階提案をそれぞれ発表(別添2)。

3. 臨時アラブ首脳会議の開催

このようなアラブ穏健派を中心とした和平への気運の高まりを背景として、ハッサン2世・モロッコ国王の呼びかけにより8月7日から9日までモロッコのカサブランクにおいて、臨時アラブ首脳会議が開催された。(なお、シリア・リビア、レバノン、アルジェリア、南イエメン5カ国は不参加。)同会議においては、フセイン・アラファト合意の取り扱いをどうするかという点が議論の焦点となったが、結局、同合意に反対しているシリアを慮ってか、同合意を支持するまでには至らず、会議最終日に採択されたコミュニケはテークノートするにとどまった。(コミュニケ要旨別添3)

4. マーフィー国務次官補の中東訪問

8月13日から18日までマーフィー国務次官補は再びジョルダン、イスラエル、エジプトを歴訪したところ、期待されたジョ/パ合同代表団との会談は行われなかった。

別添 1

フセイン・アラファト合意及び
ムバラク提案骨子

1. フセイン・アラファト合意

(85年2月11日 アンマン)

- (1) 安保理決議を含む国連諸決議に基づき全占領地よりの撤退と引き換えに包括的和平を達成
- (2) ジョルダンとパレスチナ人の連合国家
CONFEDERATIONの枠組み内におけるパレスチナ人による民族自決権の行使
- (3) 国連諸決議に基づくパレスチナ難民問題の解決
- (4) すべての側面におけるパレスチナ問題の解決
- (5) 安保理常任理事国五カ国及びパレスチナ人の唯一正当な代表としてのPLOを含むすべての関係当事国の参加する国際会議における交渉(右交渉にはジョルダン/パレスチナ合同代表団が参加)

2. ムバラク提案

(85年2月25日、NYT紙インタビュー)

- (1) まず米国がジョルダン/パレスチナ合同代表団との対話を開始する。
- (2) 次に、ジョルダン/パレスチナ合同代表団とイスラエル代表団との対話を行う(エジプトは右対話の場所として

カイロをオファーする用意があることを表明、又、エジプトが右対話に参加するか否かについては両代表団の合意に基づき決定される)

(3) 国際会議は交渉の最終段階に行う。

60.6.12 課
中近東第一

[illegible]

1. ジーゾルミヨのジョージは、イスラエル案ではイスラエルが終始
2. ヌルミヨのジョージは、イスラエル案は安保理常任理事国の支持を取り付け
3. ヌルミヨのジョージは、イスラエル案はこれらを認めない

別添 3

臨時アラブ首脳会議コミュニケ

(85年 8 月 9 日)

1. 和解委員会の設置

サウディ、チュニジア及びアラブ連盟事務局長からなる委員会が、ジョルダン対シリア及びイラク対シリアそれぞれの間の和解を担当し、またモロッコ、ア首連、モーリタニア及びアラブ連盟事務局長からなる委員会が、イラク対リビア及びPLO対リビアそれぞれの間の和解を担当し、各委員会は首脳会議議長に報告書を提出する。

2. 中東和平問題

(イ) 本会議は本年 2 月 11 日のフセイン・アラファト合意につきフセイン国王及びアラファトPLO議長の説明を聴取するとともに、この合意の行動計画とフェズ憲章との整合性に関する両者による詳細な説明をしん酌しつつ敬意と共にテークノートした。パレスチナ問題の平和的、公正かつ包括的解決にはイスラエルの占領するあらゆるアラブ領域、特にエルサレムからの撤退の保証が考慮されるべきである。本会議はフェズ・サミット決議の精神と諸原則をもって全アラブの約束を維持、継続する必要を再確認する。また、PLOを正統かつ唯一のパレスチナ人の代表として支

援しその国民的決定の独立性、外部によるいかなる内政干渉も許さないというパレスチナ人の権利を尊重する。

- (ロ) 国連の枠内において、ソ連、米国、他の常任安保理事国及びPLOが参加する国際会議の開催がアラブ地域和平実現を助けるものとする。

3. レバノン問題

レバノン国民及び政府の同国のバルカン化に対抗する努力を支援する。

4. イラン・イラク紛争

イランが国連のあつ旋を拒否し続けていることを遺憾としつつ、湾岸紛争に対するフエズ決議、アラブ連盟憲章第6条の約束、ならびに84年3月14日のバグダット臨時首脳会議でイランにあてた停戦の呼びかけを再確認し、平和的かつ名誉ある解決にいたるべき交渉のためあらゆる手段を動員する決意を表明する。

7. 最近のレバノン情勢

- (1) 本年7月14日イスラエル政府は82年6月のレバノン侵攻以来南レバノンに駐留しているイスラエル軍を3段階に分けて撤退させる計画を決定した。

同計画に従い7月20日より順次撤退が開始され、6月6日イスラエル軍当局はイスラエル国境沿いのレバノン領内に設けられた安全保障地帯に残る小規模部隊を除き、イスラエル軍の撤退が完了した旨発表した。

- (2) イスラエル軍の撤退後のレバノン南部地域の治安維持については、従来より同地域に展開されていた U N I F I L (国連レバノン暫定軍) に加えレバノン政府軍が導入されているが、両軍の治安維持能力は低いうえにシーア派、スンニー派、キリスト教徒マロン派等の同地域の支配をめぐる対立が見られるほか、右撤退開始前後より同地域ではシーア派による対イスラエル軍及び S L A (親イスラエルの各派民兵組織) に対するテロが多発している。

- (3) かかる情勢の下、6月中旬にTWA機ハイジャック事件が発生し、ベイルートに捕われていた同機の米国人人質の解放に際して、シーア派の民兵組織アマルの指導者であるナビ・ベッリ・レバノン南部レバノン担当相兼司法相及びアサド・シリア大統領が主要な役割を果たしたことから、シリアの影響力を後盾とするシーア派の勢力拡大が顕著に窺われた。
- (4) 更に、同事件以後、シリア主導によるレバノンの治安回復に向けての動きが活発化し、7月7日、ハッダーム・シリア副大統領主宰の下、レバノン・イスラム各派の指導者が会合しレバノンの国民和解及び西ベイルートの治安確保措置に関する合意が成立した。また、同時にシリアはシーア派の治安維持能力の向上を意図して、同派に対する武器供給を強化している。
- (5) しかしながら、上記合意の成立に際して、キリスト教徒各派が完全に排除されていることから、同合意の実効性が疑問視されていたところ、8月10日には、ベイルート市内のグリーン・ラインを挟んでキリスト教徒民兵とイスラム教徒民兵との間で大規

模な戦闘が再開されるに至った。同戦闘は、22日、シリア軍主宰による治安委員会において停戦合意が成立したことにより、一応の終結を見たが、イスラム教徒各派の要求がキリスト教徒（特にマロン派）優位の国内政治体制の改革という基本的問題に係わるものであるだけに、キリスト教徒・イスラム教徒各派間の対立は一朝一夕には解消すべくもなく、今後共戦闘再開の可能性は排除されない。

8. イラン - イラク紛争

60.9.3

中近東第二課

I. 戦況

1. 陸上戦闘 「3月11日～18日のハウィーザ湿地帯における戦闘後、大規模な戦闘は行われていないが、ほぼ国境全線において小規模戦闘が継続。新地上攻勢の可能性もあり要注意。」

イラン側は6月より南部戦線において一連のザファル作戦及びゴドス作戦を展開。更に北部戦線においても、7月中頃より、これまでに比し戦闘規模が拡大。

2. ベルシャ湾における戦闘 「船舶攻撃は依然継続。5月30日、6月3日及び6日カーグ島攻撃。8月に入り、15日、25日、30日に相次ぎカーグ島攻撃。又、9月2日にも同島攻撃が報じられている」

(1) 被弾船舶数(内本邦企業関係は5隻)

	総数	イラク側攻撃によると思われるもの	イラン側攻撃によると思われるもの	攻撃国不明
全船舶	88	61(3月以降12)	26(3月以降7)	1
内タンカー	55	33(// 10)	21(// 5)	1

<期間59.1.1～60.9.3>

(2) イラクによるカーグ島攻撃

攻撃日	被害状況
3月19日	カーグ島の丘の上のタンクヤード付近に被害。イラン人10数人死亡。
5月30日	廃油を溜める池炎上
6月 3日	被害軽微
6月 6日	被害なし
8月15日	油送橋樑にかなりの被害を与えた模様。ただし、現行レベルの原油積み出しには影響ないと見られる。
8月25日	被害状況未だ不明。
8月30日	//
9月 2日	攻撃未確認

(注)この他、7月20日、イラク軍は、サイルース油田を攻撃している。

3. 相互都市攻撃 「5月下旬よりイ・イ両国間で再度相互都市攻撃が激化したが、6月14日、フセイン・イラク大統領は15日より30日までイラン深奥部の諸都市攻撃を停止する旨のメッセージを発出(イランのムサビ首相は、17日イラクの右メッセージを拒否)。30日イラクは都市攻撃再開を宣言。但し、現在までのところ、本格的な都市攻撃は再開されていない」

II. 外交(最近の動き)

1. イラン (1)文民区域相互不攻撃、航行安全確保、化学兵器不使用については実現に努力。但し、戦争そのものについては継続意志強固。
- (2)外務省次官5名をパキスタン、印、ア首連、トルコ、東独、日本、中国、及び国連へ派遣し、また、ヴェラヤティ外相が、シリア、リビア、アルジェリアを訪問。更に4月、アルデビリ外務次官をソ連に派遣。6月20日より24日までラフサンジャニ議長がリビア、シリア訪問、27日より7月1日まで訪中、1日より5日まで訪日。7月26日より28日までヴェラヤティ外相がリビアを訪問。8月15日、スーダンとの外交関係回復を発表。
2. イラク (1)文民区域相互不攻撃合意の単なる再生には関心を示さず、あくまで包括的和平へのステップ乃至イランの地上攻勢に歯止めをかけるようなスキームを追及。

(2)タリク・アジーズ外相は、3月、仏、ソ連、伊を訪問し、更に国連にてシュルツ事務長官と会談、ソ連訪問、訪日(31日)、4月、中国を訪問。5月12日訪英。また、5月26日アラブ連盟7人委員会のミッション(クリビ・アラブ連盟事務局長、アジーズ・イラク外相、マスリ・ジョルダン外相、イルヤニ北イエメン外相及び在ソ連クウェイト、チュニジア、モロッコ各大使)の一員としてモスクワを訪問、27日グロムイコ・ソ連外相と会談(一行メンバーは、27日、28日にわたり、個別に帰国)。6月15日から16日にかけてエジプトを訪問し、ムバラク大統領及びメギード外相と会談。「ム」大統領に対してはフセイン・イラク大統領からの口頭メッセージを伝達。7月17日、ヨルダンの首都アンマンにて同地訪問中の安倍大臣と会談。20日、サウディを訪問し、ファハド国王、サウド外相と会談。

3. 各国、国連の動き 国連、インド、GCC等が主として文民区域相互不攻撃再生を当面の目標として働き掛けを行っているが、これまで奏功せず。最近の動きは次の通り。

(1)インド イ・イ両国特使派遣に続きイラクにカーン外務担当国務相を派遣し、インド案を呈示。また、同相が、3月30、31日イランを訪問し、ハメネイ大統領他イラン政府首脳と会談。

(2)パキスタン 4月6日イランを訪問したパキスタン大統領特使グーエル顧問は同日午後ハメネイ大統領と会談し、ハック「バ」大統領の親書を手交。

(3)国連 4月7日、デクエヤル国連事務総長がテヘランを訪問、ハメネイ大統領、ラフサンジャニ議長、ムサビ首相、ヴェラヤティ外相と会談を行った後、8日バグダッドを訪問し、フセイン大統領、タリク・アジーズ外相と会談、9日ニューヨークへ向かった。

(4)5月18日サウド・サウディ外相が、イランを訪問、ハメネイ大統領、ラフサンジャニ議長、ムサビ首相、ヴェラヤティ外相と会談し20日に帰国。

III. 当面の見通し

「戦闘は国境付近における限定的なものに留まっており、本格的な都市攻撃も未だ再開されていないが、基本的な事態の好転は当面期待できず、今後の展開は依然予断を許さず。9月に予定されている非同盟諸国会議、国連総会での外交的動きに注目。」

秘

9. イスラエルとアジア諸国との関係

1. イスラエルとアジア諸国との関係はこれまでイスラエルの関心が欧米一辺倒であつたこともあり、極めて希薄であり、現在イスラエルと外交関係を有している国は我が国を含め次の7カ国にとどまっている。

日本、韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、ビルマ、ネパール(なお、中東地域ではトルコがイスラエルと外交関係を有する。)

2. 最近、イスラエルはアフリカ諸国とともにアジア諸国との関係改善に努めている模様であり、特に1984年スリランカに利益代表部を開設(スリランカは本年6月イスラエルとの貿易禁止措置解除)、又本年後半には大統領のアジア・大洋州諸国公式訪問を予定している。

3. 中国とはイスラエル建国以来外交関係は樹立されていないが、最近経済交流の動きがみられ、イスラエル人技術者がイスラエル旅券で初めて中国に入国したと伝えられている。またイスラエル側はこれまで空席となつていた在香港総領事を任命、8月23日メルシェブ総領事が着任した由。(これまで名誉総領事が駐在。)

一般	事情	外交	経済																																				
1. 国名: イスラエル国 2. 独立年月日: 1948年5月14日 3. 首都: エルサレム(1952年移転、但し国際的には認められていない) 4. 人口: 420万人(1984年末推定) 5. 面積: 21,500平方キロ(日本の四国程度) 6. 人種: ユダヤ人(83%)、アラブ人(17%) 7. 宗教: ユダヤ教、回教、キリスト教 8. 言語: ヘブライ語、アラビア語	政治体制・内政 1. 政体: 共和制 2. 元首: ハイム・ヘルツォグ大統領 3. 議会: 一院制(120議席) 労働党 37 シヤス党 4 リクード 41 共産党 4 マバラム 6 シヤヌイ 3 デヒヤ 5 ヤハド 3 国民宗教党 4 市民権運動 3 その他 3 内閣: 労働党、リクード、宗教党、中道政党等9党による連立政権 首相: シモン・ペレス(労働党) 外相: イツハク・シヤミール(リクード) 内政: (1) 独立以降77年までは労働党主導の連立内閣が続き、同年から84年まではリクード主導内閣が成立、 (2) 84年7月総選挙の結果、同年9月労働党、リクードを中心とする大連立(挙国)内閣が成立したが、首相は前半25カ月間(86年10月まで)を労働党党首、後半25カ月間をリクード党首が努める異例の交替制がとられている。 (3) 現内閣にとり、内政面ではインフレ抑制、国際収支の改善、対外債務の返済等経済建直しが緊急の課題となっている。	1. 48年、56年、67年、73年と4次にわたる中東紛争を経て、1979年エジプトと平和条約締結、シナイ半島返還。(東エルサレム、ゴラン高原を併合し、西岸ガザ占領中) 2. 82年6月南部レバノンに侵攻したが85年6月一部を除き撤退完了。 3. 85年2月以降、ジョルダン・パレスチナ合同代表団と米・イスラエルとの対話実現に向けての努力が行われているが、イスラエルは一貫してPLOとは交渉しないとの立場を堅持。 4. 67年の第3次中東紛争後対仏関係が悪化し、対米依存度が強まっている。 5. 第3次中東紛争を機にルーマニアを除くソ連・東欧諸国はイスラエルと外交関係を断絶し、また第4次紛争を機に多くのアフリカ諸国が外交関係を断絶、イスラエルの国際的孤立化が進行。エジプトとの平和条約締結後ザイール、リベリアが外交関係再開。 国防 1. 国防政策: 独立以来国防に最重点をおいている。83年11月米国と戦略協力に合意。 2. 国防予算: 54億ドル(83年) 対GNP比 2.23% 3. 徴兵制度: 男子18~29才の間に36カ月の兵役 女子18~24才の間に24カ月の兵役 4. 兵力: 14,000人 陸軍: 104,000人 海軍: 9,000人 空軍: 28,000人 5. 特記事項: (1) 有事の場合の機動的予備役の召集制度 (2) 兵器の自主開発	1. 77年成立したリクード内閣は自由化政策を推進したが、結果として放慢財政に流れ、インフレ、国際収支の悪化を招いた。この結果84年のインフレ率は44.9%と史上最悪を記録、対外債務も大幅に増加。 2. ペレス内閣は経済再建を当面の最重要課題とし、インフレ抑制等の新経済政策を実施しているが85年7月政府予算の追加削減、補助金対象物資の値上げ、給与、物価の3カ月間凍結、平貨切下げ等を骨子とする緊急措置を発表。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>各種指標</th><th>82年</th><th>83年</th><th>84年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GNP(億ドル)</td><td>221</td><td>242</td><td>223</td></tr> <tr> <td>一人当たり(GNP)(ドル)</td><td>5,500</td><td>5,890</td><td>5,320</td></tr> <tr> <td>経済成長率(GDP)(%)</td><td>1.0</td><td>1.8</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>物価上昇率(%)</td><td>131.5</td><td>190.7</td><td>444.9</td></tr> <tr> <td>失業率(%)</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>5.9</td></tr> <tr> <td>貿易額(輸出)(億ドル)</td><td>55.6</td><td>55.1</td><td>61.3</td></tr> <tr> <td>貿易額(輸入)(億ドル)</td><td>79.6</td><td>84.6</td><td>80.9</td></tr> <tr> <td>対外債務残高(億ドル)</td><td>209.7</td><td>231.2</td><td>233.9</td></tr> </tbody> </table> 主要産業: 農業、ダイヤモンド加工、石油化学工業、電子工業。 貿易の特徴: 資源が少なく貿易依存度が高い。 輸出は農産物中心から工業製品中心に移行。 主要輸先: 米、英、西独。 主要輸入先: 米、西独、英。 通貨: シェケル 1米ドル=1.5新シェケル (85年9月4日デノミ実施)	各種指標	82年	83年	84年	GNP(億ドル)	221	242	223	一人当たり(GNP)(ドル)	5,500	5,890	5,320	経済成長率(GDP)(%)	1.0	1.8	1.6	物価上昇率(%)	131.5	190.7	444.9	失業率(%)	5.0	4.5	5.9	貿易額(輸出)(億ドル)	55.6	55.1	61.3	貿易額(輸入)(億ドル)	79.6	84.6	80.9	対外債務残高(億ドル)	209.7	231.2	233.9
各種指標	82年	83年	84年																																				
GNP(億ドル)	221	242	223																																				
一人当たり(GNP)(ドル)	5,500	5,890	5,320																																				
経済成長率(GDP)(%)	1.0	1.8	1.6																																				
物価上昇率(%)	131.5	190.7	444.9																																				
失業率(%)	5.0	4.5	5.9																																				
貿易額(輸出)(億ドル)	55.6	55.1	61.3																																				
貿易額(輸入)(億ドル)	79.6	84.6	80.9																																				
対外債務残高(億ドル)	209.7	231.2	233.9																																				

1. 政治關係：

1952年	5月	我が国イスラエル承認
1952年	12月	在日イスラエル公使館開設
1954年	12月	在イスラエル日本公使館開館（兼館）
1955年	8月	在イスラエル公使館（実館）
1963年	7月	双方大使館に昇格

2. 經濟關係：

(1) 貿易関係(百万ドル)

日本側通関統計

	82年	83年	84年
对日输出	186	188	191
对日输入	202	267	174
收支	-16	-79	17

	輸出	輸入
○我が国全貿易額に占めるシェア(84年)	0.1%	0.1%
○イスラエル全貿易額に占めるシェア(84年)	1.2%	3.2%
○日本の主要輸出品目：	輸送機器、機械機器、光学機器	
○日本の主要輸入品目：	ダイヤモンド、化学製品、機械	柑橘類

(2) 投資(許可・ス)

○日本の対イスラエル直接投資 累計/25.5万ドル

3. 文化關係：

○国費留学生

	1982	1983	1984
(イ) 国費留学生受入（在籍者数）	7人	6人	6人
(ロ) イスラエル政府による国費留学生受入	1	2	2

○イスラエル交響楽団訪日（1983年、85年）

○カヅィール元大統領日本国際賞受賞（1985年）

4. 在留邦人数：15.9人（1984年10月1日現在）

イスラエル訪問邦人数 3,911人 (1982年)

本邦在留イラスエル人数 25・1人 (1984年12月末現在)

5. 友好協會等：

日本イラスエル親善協会、日本テグニオン協会、日本イラスエル友好議員連盟

6. 要人往来：

往来

メイト外相(1962年、非公式)

エバン外相(1967年、")

バルレブ商工相

(1973年、GATT総会出席)

ベレス運輸相(1973年、非公式)

ツァドグ法相(1974年、IPU出席)

ナブォン国会副議長(1975年、非公式)

ダヤン元国防相（1975年、非公式）

アリドール蔵相（1983年、非公式）

カツィール元大統領(1985年)

ルービンシュタイン通信相(1985年)

日・イスラエル外相会談

I 二国間関係

1. 二国間一般： 訪日歓迎。相互理解深まること希望。日・イ友好議連訪「イ」の際の歓迎に感謝。
2. 大臣に対する訪「イ」招待（応答）： 招待に感謝。中東和平問題の進展を踏まえ検討。
3. 事務レベルのフォーラム設置（応答）： 実際に対話を積み重ねていくことの方が有益。
4. 経済関係の促進（応答）： 民間企業の判断する問題。経団連と話し合うことを希望。中東和平問題が解決に向うことにより、環境が改善されることを期待。
5. 先端技術開発（応答）： 主として民間企業が開発。政府レベルでの協力は困難。
6. 日航のイスラエル乗入れ（応答）： 十分な需要なく困難。
7. イスラエルへのグループツアー等の観光協力（応答）： 関係業界に取り次ぐ。
8. 文化交流（応答）： 相互理解を増進する上で有益。今後とも推進。
9. 文化協定（応答）： 先ず、文化交流の積み上げが重要。

II 中東和平問題

1. 我が国の立場： 安保理決議 242 の実施、イスラエルの生存権の保障、イスラエルの 67 年戦争の全占領地からの撤退、独立国家樹立権を含むパレスチナ人の正当な権利の承認、パレスチナ人を代表する P L O の和平交渉への参加。
2. 中東訪問： アラブ側要人は貴国がより柔軟な立場を示すよう要求。
3. ジョ / パ合意： アラブ側が現時点で譲歩し得る限界を示したものの。今こそ貴国が柔軟な立場を示すこと必要。
4. パレスチナ人の代表問題： ジョ / パ合同代表団に P L O メンバーがいたとしても受け入れるべきではないか。
5. ジョ / パと米との対話： 貴国は右対話が貴国との直接交渉につながらなければならないとの立場の由。しかし、先ず、右対話を行うことが重要。
6. 国際会議： 何らかの国際的枠組が必要と考えるが如何。
7. 和平交渉への積極的参加： 占領地政策の緩和、入植活動の凍結等が重要。
8. シリアの交渉参加： シリアの交渉参加が必要と思うが貴見如何。
9. 対ソ関係： 貴国の対ソ関係改善の見通し如何。

Ⅲ レバノン問題

1. レバノン情勢： 治安回復を希望。今後の見通しにつき貴見如何。
2. レバノン南部駐留イスラエル軍： ほぼ撤退したこと歓迎。残留軍も撤退すべき。
3. シリアのレバノン政策： 貴見如何。
4. レバノン人捕虜： 釈放するとの発表歓迎。

Ⅳ イラン・イラク紛争

1. 我が国の立場： 和平のための環境造りを続けていく所存。
2. 戦況： イラクがカーグ島攻撃を続けること及びイランが反撃を強める可能性否定できず。
3. イスラエルとイラクとの関係： イラクの関心を中東和平からそらせるとの見方及び同国の軍事力が増強されるとの見方あり。
4. イスラエルとイランとの関係： 非アラブで共通点あり。但し、シーア派過激派テロ深刻化。

Ⅴ 湾岸情勢

1. オイル・グラットの影響： 各国内政及び周辺アラブへの影響懸念。
2. 治安状況： 貴見如何。
3. G C C（湾岸協力理事会）： 地域機構として自立性強めているとみられるが貴見如何。

Ⅵ イスラエル・アジア関係

1. 関係強化に対する日本の助言（応答）： 中東における緊張緩和により容易になるう。
2. イスラエル・中国関係： 経済交流促進の動きある由であるが如何。

最近のレバノン情勢

1. 本年1月14日イスラエル政府は82年6月のレバノン侵攻以来南レバノンに駐留しているイスラエル軍を3段階に分けて撤退させる計画を決定した。

同計画に従い1月20日より順次撤退が開始され、6月6日イスラエル軍当局はイスラエル国境沿いのレバノン領内に設けられた安全保障地帯に残る小規模部隊を除き、イスラエル軍の撤退が完了した旨発表した。

2. イスラエル軍の撤退後のレバノン南部地域の治安維持については、従来より同地域に展開されていた U N I F I L (国連レバノン暫定軍)に加えレバノン政府軍が導入されているが、両軍の治安維持能力は低いうえにシーア派、スンニー派、キリスト教徒マロン派等の同地域の支配をめぐる対立が見られるほか、右撤退開始前後より同地域ではシーア派による対イスラエル軍及び S L A (親イスラエルの各派民兵組織)に対するテロが多発している。

3. かかる情勢の下、6月中旬にTWA機ハイジャック事件が発生し、ベイルートに捕われていた同機の米国人人質の解放に際して、シーア派の民兵組織アマルの指導者であるナビ・ベッリ・レバノン南部レバノン担当相兼司法相及びアサド・シリア大統領が主要な役割を果たしたことから、シリアの影響力を後楯とするシーア派の勢力拡大が顕著に窺われた。
4. 更に、同事件以後、シリア主導によるレバノンの治安回復に向けての動きが活発化し、7月7日、ハダーム・シリア副大統領主宰の下、レバノン・イスラム各派の指導者が会合しレバノンの国民和解及び西ベイルートの治安確保措置に関する合意が成立した。また、同時にシリアはシーア派の治安維持能力の向上を意図して、同派に対する武器供給を強化している。
5. しかしながら、上記合意の成立に際して、キリスト教徒各派が完全に排除されていることから、同合意の実効性が疑問視されていたところ、8月10日には、ベイルート市内のグリーン・ラインを挟んでキリスト教徒民兵とイスラム教徒民兵との間で大規

模な戦闘が再開されるに至った。同戦闘は、22日、シリア軍主宰による治安委員会において停戦合意が成立したことにより、一応の終結を見たが、イスラム教徒各派の要求がキリスト教徒（特にマロン派）優位の国内政治体制の改革という基本的問題に係わるものであるだけに、キリスト教徒・イスラム教徒各派間の対立は一朝一夕には解消すべくもなく、今後共戦闘再開の可能性は排除されない。

(02)

中曾根 総理・リベール 副首相兼外相 会談

※ 総第 076915 号

※昭和 年 月 日 時 分 受 付
60 9-11 -9 :57

暗 略

YYYYYY

(回覧番号 3462) 電 信 案

大臣 秘書官	主管 中近東アフリカ局長 参事官 中近東第一課長 地域調整官 首席事務官	※ 発電係 起案 昭和 60 年 9 月 10 日 起案者 羽田 2042
-----------	---	---

協議先 総括審議官 総務課長	報道課長 国際報道課長 中近東第二課長 北米第一課長
----------------------	-------------------------------------

在 大使 外務大臣 発
総領事

件名
シャミール外相の訪日(総理表敬)

主管・文書記号 色 1	※ 第 151 号	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード Q55GB
----------------	--------------	-----------	--------------	-------------------

往電 148 号に因り

シャミール外相は、10 日 11 時より約 45 分間

中曽根総理と表敬談話、本件表敬につ

いての近一長より露ううづへのブリーフィング

概要の通り。

転電 転送 在 別紙 22 転報	大使 総領事 大至急 至急(優先処理) 普通	※転電番号 第 13292 号
------------------------	---------------------------	--------------------

外務省

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五九・一・一改正)

GB-1

2. 中管根給理より、シャニ-ル外相が昨

捕虜親友の譯価すると共に、二人は日本政

更に殺戮あり、甲寅和辛に南可子日卒の

必要でない ^{子と考ふ。(2)} PLO は 和 平 達成 の 方向に ~~一致する~~

2. 存在か、 $T = \sqrt[n]{n}$ の参加に

$\frac{1}{36}$ $\checkmark$ 必要 ~~ではないかと~~ 進べられ。

(レバノン人捕虜釈放は~~継続~~続くべき措置として、イスラエルは
 また、西岸がザヘの入植を凍結すべきことを
 求められ、
 と述べられた。
 3. これに対し、シヤミール外相は、包括的和平
 が究極的目標であることは^{その通りであ}るが、
 一足先に実現できるか、^{エジプトの}
 「1」と「2」は~~まずエジプト~~、次はジョルダンと
 和平を達成し、~~それ~~「1」と「2」あり、シリ
 アの参加に際し「2」はシリヤ政権が急進的で話
 し合いは難しい、と思うとの見解を表明した。
 更に、PLOについて、これは「1」の破壊
 をめぐる機関であり、「1」としてはアウガ各国
 と話し合う^{用意}とは~~なり~~、^{子か}PLOとは話し合
 う^{つもり}とは~~なり~~、^{は、異なる見解}日本と~~違う見解~~を示
 した。
 一方、同外相は、日本と「1」は中東問題に^{つき}見
 解の相~~違~~いはあるが、それだからこそ、こうし

政治問題について、今後日米関係を強化していく
た...と^{の希望}~~述べた~~を述べた。

4. 二国間問題について、シャミール外相
と^{諸国}欧米はアラブと良好な関係を保持する
ことが必要と経済関係を保持していくと述べた。
経済大国日本^もとの経済関係を強化していく

ほいといふ述べた。これに対し総理は、わが国
は自由経済体制^{をとり}であり、こうした問題は経済
界と十分話し合っていくといふ述べた。

5. 最後は、シャミール外相と、今後も日米
間の話し合い、対話が重要であり、いつの日
か総理に「お話を伺いたい」といふ発言

があり、総理は~~これに対し謝意を表明さ~~
~~る~~とした。

~~これ~~ 米^{国連}に他に転売した。

43

077225

-00/ -32497

※

総第

077224

-022号

※昭和 年 月 日 時 分 受

60 9-11 19:59 付

(暗) 略

秘
無 期 限

Y Y Y Y Y

(回覧番号 3463)

電 信 案

SS

(※印欄内は電信課記入)

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長主管 中近東アフリカ局長
参事官 官務次官
中近東第一課長
地域調整官
首席事務官※ 発電係 1 2
起案 昭和60年9月10日
起案者 電話番号
羽江 2842

協議先

総括審議官
総務課長

国際経済第二課長

情報調査局長

中近東第一課長

在 1. 入ラ エル

大 使

総領事

あて

外務大臣 発

件 名

シャミール外相の言方日 (総理表敬)

主管・文書記号

※

第 155 号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

055GB

往電近一第 154 号に因り、

シャミール外相は、10日11時から45分間

中曽根総理を表敬し、下記のとおり、概要以下の通

り。本席(同席者)は、先ず、在京大使、バンア

ハ、12-館内、ドローリ次官補、70リモール次

転 電

転 送

転 報

在 別紙

22/ 23/ 公/ 館

大 使

総領事

あて

大至急

※転電番号

第

13358 号

至急 (優先処理) 普通

(昭和五九・一・一改正)

GB-1

外 務 省

官紳、ハズネル報道官、当方、三宅局長、^{長谷川}秋書館、^{（一長）}。

1. 冒頭、総理より、政府として正式にお通
 之で王喜ばしい^{（王に）}旨、^{（ハズネルに訪れ）}自分は30年位前、ベング
 リオン、^{首相}メイアー女史等とお会いし、ワイ
 ツマニ研究所、キブツも見学したが、困難
 な状況の中で建国の大事業に^{（利）}邁進する^{（貴国民の）}熱意
 に感銘を受けた。と述べると共に、日本は中東和平に多大な
 関係諸国の合意により、関心と持ち、2あり、1日も早い和平の達成
 を希望してあり、日本も^{（そのために）}ごまごめだけ奮闘！
 たいと述べるおた。

2. シャミール外相は、招待に感謝すると共
 に、日本政府は中東^{（地域の）}諸問題、特に中東和平
 に関心を抱いており、ごまごめだけ、^{（ハズネル政府としては）}こ
 ろを歓迎すると述べた。更に、日本は世界で

(三〇〇字)

最も重要な国の一つで、~~「と」~~と同じ民主
主義国家であり、~~「と」~~地域の平和と安定
~~「と」~~と共通の利益を有する時、~~「と」~~と
の~~「と」~~の甲東への進出^{と日際}に蔓延の防止~~「と」~~
~~「と」~~に共通の利害を有し、~~「と」~~とと述べ、
同じ自由世界に属する^る国家と~~「と」~~、より^緊密な
関係、恒常的対話が必要であるとの見解を
表明した。また^四三國関係は、日本は経済大
国の一つであるが、~~「と」~~との関係について^は
~~「と」~~と抑留さ^れたものとな、~~「と」~~とと^三、米欧
はアラブと問題^{正起ニ}に~~「と」~~とも^二あり、
日本にだけ例外とな、~~「と」~~と状況は良
くなく、こゝに~~「と」~~関係は正当化される^一もの
であると述べた。具体的には、政治対話、日本
企業とのより緊密な関係を望むものがあり、

GB-3

米 國、ア、ラ、ン、各、國、に、堅、固、な、運、移、を、も、つ、て、可、

三〇〇年

た優秀な学者が多く、経済界もかかる業績
に固心を持つていふと思ふと述べてた。
防衛産業について、日本は独特の憲法
を持ち非常に慎重な立場をと、とあり、優
秀な兵器を輸入する^{同盟関係にある米国以外とは}ことはできず輸出す
ることも^{同様に軍事技術の交換は}できない、汎用のもの^はであ
ることはできない、と説明する一方、昔イス
ラエルが外国の駆逐艦を撃沈した時がブ
ライ・ニールを輸入を禁止したことをあきま
せられた。
~~外務省は~~ ^{日・伊友好連会長の} 春日議員の話題に触れ、同議員が
厳しい環境の中で、「自衛隊の拡大努力を
しているのは立派なことであり、自民党も
全面的にこれを支持している旨述べてた。
5/4 シン・ニール外相より、日本の^{中東}平和の立場
は分ったが、^{問題に及ぶ}「自衛隊を希望、特に米国と

平和的な民間企業間の問題として検討

(三〇〇字)

協カ 1 2 ^{和平実現} ~~三~~ ^{いる} ~~に~~ ^め ~~と~~ ^{あり} ~~、~~ ~~米~~ ~~国~~ ~~は~~ ~~い~~ ~~ス~~ ~~ウ~~

エに及び下多数の了うが諸国の信頼を得て
いる米國は、
~~米~~ ~~国~~ ~~は~~ ~~い~~ ~~ス~~ ~~ウ~~ C D A の ポ - ト - T - 2 軒 子 と 2
3, 元は C D A が ポ - レ ス と T 1 の 結 合 の 解 決 の
ため の 最 良 の 基 盤 で あ り , 今 の 最 大 の 重 要
^{現実的な枠組}
の 存 在 と 考 え る 2 人 の 子 加 , 残 念 子 加 3 了 う が
^{交渉の}
例 に 用 意 加 不 い 旨 ~~本 例 の 立 場 を 説 明 した。~~ ^{述べた}

更に , シ 2 ル ツ 國 務 長 官 と は ジョ・バゲ
表 國 の 廊 王 に つ き ^{密接な} 連 絡 が あ る が , 主 在 子 向
題 は P L O が 人 と の 直 接 交 渉 を 受 け 入 れ ず
い ため ジョ ル ガ ン が 動 け ない こと に あ り ,
國 際 合 議 に つ い て は , 米 国 ^{の 同 様} ~~二~~ ~~人~~ ~~加~~ ~~和~~ ~~平~~ ~~に~~ ~~役~~
に 立 在 ず 70 は 10 加 ン 加 の 場 に 限 2 1 下 3
と の ^{見方} ~~見方~~ ~~が~~ ~~あ~~ ~~り~~ , 直 接 交 渉 が 最 善 の 方 法 と
あ る 旨 述 べ た 。

~~12/2~~ 12/2 日. — 12/2 日 6 P L O 12/2 日 = 12/2

機内では話^(合的)を...と述べる一方、日本側と
この間に
1ヶ月の相見はあるが今後も意見交換は続

經濟關係について、日本は、自国の経済

更に今回の訪問は、建設的対話のため

.. F だ" 王 F < , 手 F 週一度で 良" 加 3 JAL

外務省

$$\lambda^2 T = 0$$

✓ 総理より, $C \supset A$ は支持するから, $C \supset A$

ると「う形」にせよ、究極的には包括的和平

の関係も改善していただければなるかなというところ

「廣報は天下を^所「難」あり。況んは入~~種~~種~~の~~凍

天下丁AL=21.2子,商輩的作需要加

2. △のと = 3 困難下"が 情勢の推移を見

2. 輸入して、これをいって、子に日本の卵

例: $7, 11, 2, 12, 1, 10, 3, 4, 12$

(三〇〇字)

るか、その意味から期待し、これ等を等置し、合
議を終了した。

米国他23公館に転電した。

(3)

(03)

安倍外相・シャミール副首相兼外相 会談

※ 総第 077094 - 23 号

※ 昭和 60 年 9 月 11 日 17:00 分 受 付

暗 略

YYYYYY

(回覧番号 3450)

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 中近東アフリカ局長
参事官
中近東第一課長
地域調整官
首席事務官

※ 発電係 1 2
起案 昭和 60 年 9 月 10 日
起案者 電話番号 2842

(※印欄内は電信課記入)

協議先

在 在 入 入

大使
総領事

あて 外務大臣 発

件名

外相の
シャミール訪日(外相会談、記者フリーフ)

主管・文書記号

※

第 154 号

大至急
普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

Q55GB

(一〇〇字)

往電近 1 号 153 号に開し、

シャミール外相は 10 日 12 時より 1 時内

(安倍)

下屋と会談、便に引王親王昼食ととりながら

1 時内会談を行、下とニ、本件会談に開す

三三定局長フリ記者団へのフリーフ、ニ、フリーフ

(昭和五九・一・一改正)

転電

転送

転報

在

別紙 22 号 22 号

大使

総領事

あて

※転電番号

第 13330 号

大至急

(至急(優先処理)普通

GB-1

外務省

(11004)

要次のとおり。~~（なお、本件会議には、人仙より在京下使、随行者4名、タニニ在京下各3名、当方よりヤマイ外務、ミヤハ局長、藤田情報局長、近1長、近2長が同席）~~

1. 会議は、ほとんどが中東和平についてであつた。シヤミーニ外相は、アラブの直接の当事者との話し合いのみが問題の解決につながると述べ、PLOに働きかけ、PLOはジョ・パ^同合²の和平を進めようとする一方、テロ闘争を行つており（例~~ニ~~として、2月の数ヵ月内に「人仙」に数名の死者が出たこと、また本然に防げたか海上ならぬテロの計画もあった等進めた）、またジョーガンにおけるPLOのプレゼンスが増大しており、テロ^{の指示}はジョーガンから来ている等発言、

GB-3

GB-3

い。たと、アウフマート^{（イ）}と平和に懸念を有する
 平和の承認に一定の歩み出しているところもあることは

$\alpha \frac{12}{m}$ 後の K の χ^2 = 入ったの目も紹介した。

②「心」が柔軟な態度をとるべし、限りなく

α γ λ μ α 音 屋 る 伝 り 伝。

上一定点的相似, 要保证单位圆上点。

諸国
ら^が参加する~~の~~のであ^る、公正な^な解決

と申へた。

GB-3

交渉の枠組

に於けるモジポトとの平和条約が、パレスチナ

問題の恒久的解決の^{最善の}方法であり、中東和平

問題

は、入テッポ、バイ、入テッポで解決すべき

性質の問題であるとの考えを述べると、

C D Aも条件II(242)に基づくもので

であると述べた。更に、P L Oは公式には

「Y」の生存を認めないと言っており、ジョ・パ

代表団は米との対話を望んでいるのである

「Y」との直接交渉は望んでおらず、その代わ

りに国際会議を提唱しているが、この国際

会議には何ら国が入らず来ることはなかり連

合中東での平和を望んでいる旨を述べ、シ

リアについて、シリアは「Y」との平和

な^く ~~大いなる思いを~~ 軍事的討伐を望んでお

り、入テッポ、バイ、入テッポで^{の和平協定の枠組} 将来を

(三〇〇)

アの参入を排除するものではないが、^{当面}シリ
ア、ソ連と中東問題解決に入らざる限りは
ない旨表明した。

4. 二国内問題について、シヤミーに外相お
り、経済関係強化にいたるの希望が表明
されたが、大臣は、これは民間の問題だが、
民間と中東和平の相互を注目し、これに力
をありとの意図から中東和平の促進を望
む旨発言した。

5. ^新シヤミーに外相おり、^{際世}最近の国連は、その
本来の機能が弱められ、政治問題に力か
り上げられる傾向があると述べたのに対し、
~~新~~大臣^もは同意し、ユネスコを始めとして
国連は本来の役割に戻るべきである旨述べ
た。

GB-3

7.

(三〇〇字)

6. 最後は、シャミール外相より、今回の意見交換は^{有益}~~重要~~である、とし、アベ大屋~~は~~^の中東外交を更に強^く~~に~~めるために、アベ大屋を
 会式に招待したいと述べたのに対し、アベ
 大屋は、自分^は~~が~~訪内により中東和平に下ま
 く貢献できるのであれば訪内したいと述べ
 た。

7. 同通、シリア他に軽蔑した。

13)

自
暗秘

DT

(二〇〇字)

077230
※総第
077229
※昭和 60 年 9 月 11 日 20:13 分 受 付
022 号
略

秘
無 期 限
YYYYYY

(回覧番号) 3447 電 信 案

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	秘書官 主管 中近東アフリカ局長 参 事 官 中近東第一課長 地域調整官 首席事務官	※発電係 起案 昭和 60 年 9 月 10 日 起案者 西岡 電話番号 2768
---	--	---

協議先
北米第一課長
情報調査局長
中近東第二課長

在 イスラエル
大使 総領事 あて 外務大臣 発
件名 (分割電報) シャミール外相の訪日 (本大臣との会談)

主管・文書記号 近 1 (201)	※ 第 156 号 本総領事館電報	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード Q55GB
-------------------------	----------------------	-----------	--------------	-------------------

往電近1オ155号に關レ

10日正午より約1時間 シャミール外相は本大臣と会談し、主として中東和平問題に對り意見交換したところ、概要次の通り、

(先方: ベンヨハサン在京大使、ベンアハロン顧問、

転 電 転 送 在 別紙公館 (22) 転 報	大 使 総領事 大至急	※転電番号 合 第 13359 号 (至急) (優先処理) 普通
-------------------------------	-------------------	--

外 務 省

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五九・一・一改正)

GB-1

プリモル外務次官補、ドリー貿易次官補、パズネ
 ル外務報道官、タミール在京大参事官、^{ヤサ}我が方：梁
^イ井外審、^{サヤ}三宅近ア局長、^{カタ}渡辺情調局長、^イ伊
^{ビヤウ}集院近一長、^{カタ}渡辺近二長、^{タカ}高野大臣秘書官
 同席)

1、冒頭本大臣より「シ」外相の今次訪日を歓迎
 する、先刻、中曾根総理を表彰されたと承
 知するが、自分と、会談を通じ、二国間関
 係、中東情勢にマ率直な意見交換を行
 ったと述べると共に、本年7月訪イした春
 日議員を国長とする日・イスラエル友好議連一
 行に対する歓迎に感謝する旨、及びイスラ
 エルに残留するレバノニ人捕虜の釈放を我が
 国としてもかねてより要請していたと云う、
 昨日(9日)右釈放にマ「シ」大臣が発表された

ことを心より歓迎する旨述べた。

又、~~此~~これに対し、^④「~~本~~大臣は今~~も~~招待頂す。

本大臣と初めて中東和平問題を話しあひ双方
が共通^の関心を有する事項につき議論する機
会が与えられたことに~~感謝~~^{竟と表}すると~~述べた。~~^{共に}

~~次いで、本大臣は次の通り述べた。~~

「イスラエル国民は日本に対し、大なる尊
敬の念を抱いている。イスラエルは中東地
域における唯一の民主主義国家である
と云う、日本とイスラエルは共に民主主義
国家という点において共通である。ま
た両国は中東における平和と安定に強
い関心を有している点においても共通
しており、自分は特に安倍大臣が中東
地域の平和と安定^のに尽力されていると

とを良く承知している。更に日本とイ

スラエルは勤労、自由を尊重する点、

又偉大な過去を有し長い伝統を有してい

る点において、も共通である。

(2) イスラエルは建国以来37年間、和平実

現のため努力を傾注したが、イスラエ

ルの生存を認めようとしない近隣アラ

ブ諸国との間で幾次にわたる戦争を戦

わざるを得なかった。しかし、イスラエル

は近隣アラブ諸国との間で和平を達成す

ことを最大の目標としている。

(3) かかる和平達成のための最善の方法は

直接交渉である。(勿論、仲介者が入るこ

とはありうる。) 直接交渉による最初

の成果が1979年に締結されたエジプト・

イスラエル平和条約であり、同条約は中東
 和平問題解決のために新たな次元を切り
 拓いたものである。エジプトとの関係
 では全2の問題につき両国間で意見の
 一致が見られているわけではないが、
 両国間には平和が維持されており、同
 条約は中東和平実現のための最大の成
 果となっている。

レバノン問題については、国境の点で
 も、又、イスラエルにとっての安全保障の面
 でも、イスラエルとの関係ではほぼ事態の
 解決が得られているに至っている。他方、
 レバノン国内の情勢は悲劇的な様相を呈
 しており、国内諸派が血みどろの抗争
 を展開しているが、かかる問題に対し

2 はイスラエル 時不介入を堅持するもの
であり、いかんともし難い。

⁵~~1~~ イスラエルはジェルダンを直接交渉の次の相
手として考えており、同国と何ら前提条件
なしに交渉を開始する用意があることを
かねてから表明してきている。しかし、か
かる直接交渉を妨げるものがフセイン・アラ
フ合意である。同合意はフセイン国王
がイスラエルとの直接交渉を行う自由を
同国王が奪うものに他ならず、同合
意のせいで、フセイン国王は今や PLO の
同意なくしては交渉を行ない得なくなっ
ている。フセイン国王はイスラエルとの
和平を望んでいるが PLO はイスラエルの
消滅をその根本哲学としており、フセ

イン・アラブ合意は基本的な考え方の相違
を包含するものである。

④ シヨ/パ合同代表団との対話については
米国の活発な動きを示しているが、米
国の考え方は、シヨ/パ合同代表団との対
話の開始はイスラエルとの直接交渉にた
かなければならないというものと承知し
ている。これに対し、ジョルダン及びPLO
はあくまでもイスラエルとの直接交渉を拒否
していることが問題であって、現にリブイ・
ジョルダン首相はイスラエルとの直接交渉は
決して有り得ない旨断言している。

⑤ ジョルダン、PLO側が直接交渉に代わる
ものとして提案しているのが、ヨ連及びPLO
等アラブ側関係者を包含する国際会議方式で

ある。イスラエルとしては国際会議の開催はプロパガンダの場と化して和平実現に何ら寄与しないと考えるので、かかる提議には反対である。(米国も同様の立場である旨付言。)

⑧ PLOはヨルダン合意のインシアティヴを一方で示しつつ、他方でテロの継続を公言している。イスラエルとしてはアラブ側に対し一方で和平努力を行うかのように見せながら、他方でイスラエル市民の殺害を行うようなことは認め難い旨繰り返し主張している。現在、ヨルダン内におけるPLOの勢力が増大しつつあり、対イスラエル・テロの指令はヨルダン領内から発せられている。イスラエルは国防の長い経験を有しており、テロに対処するには「力」しかないとを良く理解して

いる。他方、イスラエルは暴力が何も生み出さない
 ことを良く承知しており、^{A/}CD合意の枠組
 で和平努力を継続することの必要性も認識
 している。何れにせよ、イスラエルはテロに断固
 反対する。

9
 現在、イスラエルはフセイン国王がPLOから
 独立し、エジプトと協調してイスラエルと
 の直接交渉に入る勇気をもつに至るのを見
 守っており、和平プロセスに関し、いわけ
 付きの段階にある。

10
 イスラエルは、米国と種々の分野に
 ついて緊密な関係を有しており、同国を信
 頼している。イスラエルとしては、日本が同
 様に米国と緊密な関係にあることを良く
 承知しており、今後、レバノン人捕虜釈放に

見られる如く、日本から9要請を考慮
する用意がある。イスラエルとでは、日本との
協力を促進するためには両国が政治、
経済、観光、要人往来等の分野で一層
関係を強化していくことを希望する。

(続く)

~~米 3~~
~~英 2~~ ~~公館に転電して。~~

~~135~~

077232

※
総第

077231

022号

※昭和 年 月 日 時 分 受 付

60 9-11 20:13

3448

電 信 案

(回覧番号)

秘

無 期 限

暗 略

自

暗秘

電信課長

シイ
シイ
シイ
シイ

DT

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管 中近東アフリカ局長
参事官 待命
中近東第一課長
地域調整官
首席事務官※ 発電係 1 2
起案 昭和 60 年 9 月 10 日
起案者 電話番号 田岡 2768

協議先

北米第一課長 情報調査局長 中近東第一課長
済 済 済在 イスラエル 大使 あて 外務大臣 発
総領事

件名

シャミール・イスラエル外相 訪日 (本大臣との会談)

主管・文書記号

近 1

※

第 号 外 号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

Q559B

(202)

住電近一才 156 号 関

(100字)

3、これに対し本大臣より、イスラエルの建国に

係るイスラエル国民の努力に対し敬意を表す

と前置きの上、我が国としては、直接交渉を

すべきとはならず、中東和平問題の継続的かつ包

転電

転送 在 別紙公館 (022)

転報

大使

総領事

あて

大至急

※転電番号

第

号 81 号

(優先処理) 普通

外務省

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五九・一・一改正)

GB-1

※(1) 安保理決議242を全面的に実施せよ。^{イスラエル}~~イスラエル~~の生存権の保障とイス
 ーラ(2) 東エルサレム、ゴラン高原を含む67年戦争に下る全占領地から^{イスラエル}~~イスラエル~~
 が撤退すること(3) 独立国家樹立権を含む民族自決権に基づくパレスチ
 ナ人の正当な権利の承認・尊重とすること(4) パレスチナを代表する
 PLOが和平交渉に参加することが必要)△ 2

(三〇〇字)

協的解決が必要であると考えるとして述べ、中東
 和平問題解決に関する我が国の原則的立場
 を述べ説明した。又、先般の中東訪問の際
 アラブ側要人はイスラエルがより柔軟な立場を
 示すよう強く求めていた旨、及び、シロタン要人
 及びアラファト議長が和平実現への意欲には並
 々たるぬもりのがあり、現在が和平実現のた
 めの最後のチャンスであると表明していた
 旨紹介しつつ、PLOは、イスラエルの生存権及び
 安保理決議242を実質的に受け入れていると
 認識され、又、シロタン合意はアラブ側が現時
 点で譲歩しうる限界を示したものであり、
 かかる観点より今^後~~後~~イスラエルが柔軟な立場
 を取るべきではないかと述べた。更に、自
 分が接触した限りでは、アラファト議長の態度

GB-3

にも変化が見られる旨述べた後、次の点に
「ミシャ」大臣の見解を質した。

(1) 班/バ合同代表団のパ側メンバー7名のリストが
米国に提示されたと承知しており、右リスト
に対する米国側の立場も承知しているが、同メ
ンバーの中にはPLOの関係者もいるが、本件
合同代表団との対話を行うことは、せめかきの
和平のモメンタムをつぶさないためにも必要で
はないか。

(2) アラブ側は国際会議の重要性を強調している
が、我が国としても、アラブ側を交渉のテーブルに
引き出すためには何らかの国際的枠組が
必要と考えるが如何。先般シリアも要人
~~シリア側要人は~~ 同口首脳は、
~~との会談の際~~、シリア側としては、国際会議方
式であれば、~~交渉の場~~ ^{支持} ~~の場~~ ^を 述べて

(三〇〇四)

いた。国際会議は安保理常任理事国を中心とすることとなろうが、ソ連も参加する代わりに、米国、仏、中国等も参加するので、公正な結論が得られる^{ことは可能}と思う。
 (才田本大臣より二国間関係に言及し、中東和平問題が解決に向うことにおいて中東の緊張が緩和され、関係が進展する上での環境が改善できれば、両国関係は促進されることになろうと冒述された。)

4. ^{ニホにたいし}「シャ」大臣は~~主語発言に終り~~、次の通り回答した。
~~した。~~

中東和平問題の現状、和平プロセスをめぐり評価に関し、両国間に見解の相違^違があることを認めざるを得ないが、今回が最初の両国間対話であるので、かかる見解の

相違を解消するため今後ともこうした対話を継続していくことを希望する。

(2) イスラエルはCD^A合意が中東和平問題解決の基礎として遵守しなければならない
と考える。CD^A合意はパレスチナ問題の包括的解決にも触れており、イスラエルとしてはステップ・バイ・ステップでCD^A合意の枠内で和平プロセスを進めていきたい。

(3) 会期が2日や3日の国際会議を開催する^(32と15)
~~は~~、金の問題が解決できるというものでなく、CD^A合意が規定する原則に基づく和平プロセスに全ての関係国が立ち返るべきである。
また、~~CD~~^A合意は安保理決議242を踏まえている。~~事~~

(4) アラブ側が「最後のチャンス」と述べているところ

とであるが、イスラエルの数千年に及ぶ長い
歴史においてユダヤ人は「最後のチャンス」と
は一度も言ったことがない。絶望せず
和平努力を継続することが肝要である。

(5) PLOは貴大臣の前ではイスラエルの生存
(正認) 権、安保理決議242を受け入れるとほ
のかしたかも知れぬいが、公然とわか
る立場を述べたことは一度もない。

(6) シヨ/ハ合同代表団とイスラエルの対話
に関しては、シヨルダンもPLOもかかる
対話には関心がない旨米国に述べたと承
知する。シヨルダン及びPLOの関心はあ
くまでも国際会議の開催にあり、イスラ
エルとの直接交渉には何ら関心を有して
いない。

(4) ソ連は、中東和平問題に対し何らの利害関係も有しておらず、従ってソ連を含む国際会議開催は中東和平達成に寄与するものでない。ソ連の中東地域における勢力浸透に対抗することは日本を含む西側陣営にとり共通の利益があると思う。

(5) 米国の友人達は、中東和平問題に関し、長い交渉の経験をしているといふ、かつケッシンジャーはバンスに対し、中東和平は step by step, country by country にやることか重要であると述べたが、正にその通りである。イスラエルとしては、エジプトの次はシヨルダンという具合に直接交渉を ^{行っていいべきである} ~~やり続ける~~ 立場である。

(4) シリアは、^(反い)シヨルダン^(両国)・レバノンは大シ
 リアの一部にすぎないとの考えに立脚し
 た全体主義的政治体制に支配された国家
 であると認識している。シリアはイスラ
 エルの軍事力を熟知しており、現状では
 軍事的闘争に打って出ることはないと思
 われるが、^(同国は)イスラエルとの和平には関心
 を有しており、シリア軍連と共に国
 際会議に参加しても、^(現状では)和平に結びつくこ
 とはあり得ない。

5 次いで、^(米日が日本と)
 (2) 更に、「シ」大臣は、二国間関係に関し、
 の通り述べた。

^(レーガン大統領は、)
 (1) イスラエルとの二国間関係について
~~レーガン大統領は~~中東和平問題に及ぼす
 双方の見解の相違にも拘らず、両国は戦

(三〇〇年)

(~~政治~~経済)
 略通、経済関係等の分野でより緊密な関
 係を樹立するため協力していく旨のユ
 ニニケを発表したことに見られるよう
 に、同盟国たる米国との間でも^(見解の)相違が
 存する。

(2) 日本についても、中東和平問題、PLO等
 に対する立場につき双方で見解の相違は
 (米・イスラエル関係の点に)
 あるが、対話を継続し、関係を緊密化す
 ることが重要と考へる。

6) ~~この~~、こので時間切れとなつたため、二国間関
 係については昼食会の席上で、続けられる
 こととなつた。

~~米~~中国他~~の~~公館に転電した。
 22

(13)

※ 077237 100/1-2249
総第 077236 022 号
※昭和 年 月 日 時 分 受
60 9-11 20:56

秘 無 期 限
Y Y Y Y Y

暗 略

(回覧番号) 3449 電 信 案

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 中近東アフリカ局長 参事官 中近東第一課長 地域調整官 首席事務官	※ 発電係 150 2 起案 昭和60年9月10日 起案者 西岡 電話番号 2768
--	---	--

協議先
北米第一課長 情報調査局長 中近東第二課長
国連政策課長 社会協力課長
在 イスラエル 内田 大使 あて 外務大臣 発
総領事

件 名 シヤミール外相の訪日(本大臣主催昼食会)				
主管・文書記号 近 1	※ 第 7577 号	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード Q55GB

往電近1才156号に關し、
冒頭に電の会談に引続き、(主催)
10日、飯食公館に於ける本大臣昼食会の
で、発言中、主要な点に通り、(至急)の
席上、シヤミール外相は二国間関係促進につ
き述べた。
(次の通り)
(1) 日本はアラブ諸国と良好な経済関係を

転 電 転 送 在 別紙公館(22) 転 報	大 使 総領事 あて 大至急	※転電番号 第 13360 号 至急(優先処理) 普通
------------------------------	-------------------------	-----------------------------------

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五九・一・一改正)

有しているが、イスラエルとの貿易関係は無いに等しい。イスラエルとしては世界第2の経済大国たる日本との間にノーマルの経済関係を持ちたいと念願している。

(2). 欧米諸国及びカナダ等は、アラブ、イスラエルの双方と良好な関係を有しており、日本についても同様のことが可能ではないか。日本政府としてイスラエルとの経済関係強化につき民間に働きかけて欲しい。

2. これに対し、本大臣は、^{より}政府としては民間を指導する立場にはなく、本件については経団連との意見交換の場で、我が国民間企業の代表とよく話し合われることを希望する。

我が国民向企業は中東情勢に多大の関心を抱
 いているが、中東和平が解決に向うことによ
 って中東の緊張が緩和され、民向企業がイス
 ラエルとの関係を進展させるための環境が改
 善されることを期待すると^{回答す}ると共に、今
 回貴外相を招待したことにつき自分の意のあ
 るところを汲み取って欲しいと述べた。

3、次いで「シャ」外相は WHO, ILO に言及
 しつつ、国連諸機関の活動に政治化 (politi-
 cization) の動きが見られることは遺憾であり
 、かかる状況を是正するためにも日本の協力
 と理解を得たいと述べたのに対し、本大臣も
 り、かかる問題点があることは我が国として
 も認識している、特にユネスコは~~主要な問題~~
~~である~~政治的バイアスののかかった活動が著し

^(要請している)
 く、我が国の改革が行われなければならない、我が国の
 のユネスコに対する協力を再検討せざるを得
 ないと考えている旨述べると共に、我が国と
 (国連の役割を高く評価し、その活動に積極的な協力している) ⁽²³⁾
 しては国連の平和維持機能も強化すべきこと
 (今後更に)
 を国連事務総長に対しても提案している旨述べ
 べた。

^(イスラエルの経済食糧の金詰り)
 (トリア外相は、国連平和維持軍が成功する
 (全ての)
 ためには、受入れ側からの支持が得られ
 (国連派遣軍を必要とする)
 ることが不可欠であり、そうであるならば
 (M)
 ガノンにみけるMFの如く失敗する事態と
 ありう旨述べるといふことがあった。)

4. 更に、トリア外相は、~~イスラエルを~~ イ
 スラエルを全ての国連機関から追放する
 (セゾスルを人種差別と見て非難する決議案)
 を狙う決議案が提出されているが、かかる決
 (IIF"IF")
 議案は国連の普遍性の原則に反するものであ

り、日本もあつた決議案に対しては反対して
欲しいと述べ、我々の方協力方を要請したと
ころ、本大臣は^(より)イスラエルの立場は理解でき
る旨回答した。

5、^(より)「シャ」外相は、本大臣のイスラエル訪問を
招請越したところ、本大臣は^(より)右招待に謝意を
表明した後、中東和平問題の進展ぶり^(等)を踏ま
え検討したい旨及び自分のイスラエル訪問が
中東和平の達成に^(具体的に)寄与することとなるのであ
る旨^(喜んで訪問したい)回答した。

6、更に本大臣より、シリアと我が国の関係
に言及しつつ、シリア抜きの中東和平の達成
は有り得ない旨述べたところ、^(指導部)「シャ」外相はシ
リアは、ファシスト的性格を有している点で
イラクのバース党と同様であり、中東に及び

(三〇〇字)

る覇権をわけて、子旨及び三リア¹⁸ン¹⁹連と
の同盟関係を変え、意図は、旨²⁰込²¹子と²²に
るが²³あった。

米²⁴国²⁵他²⁶公²⁷館²⁸に²⁹転³⁰遷³¹した。

(了)